

財団法人 奥越地域地場産業振興センター

寄 附 行 為

第 1 章 総 則

(名称)

**第 1 条** この法人は財団法人奥越地域地場産業振興センター(以下「センター」という)と称する。

(事務所)

**第 2 条** センターは事務所を勝山市片瀬町1丁目402番地に置く。

(目的)

**第 3 条** センターは地場産業の健全な育成を図るため必要な事業を行い、もって地域経済の基盤強化と地域住民の生活及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

**第 4 条** センターは前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 新商品又は新技術の開発研究及び試作に関する事業
- (2) デザイン又はシステム開発に関する事業
- (3) 教育・研修及び実習に関する事業
- (4) 情報の収集及び提供に関する事業
- (5) 経営相談及び情報交流に関する事業
- (6) 技術指導及び技術相談に関する事業
- (7) 展示会・見本市等の開催並びに消費者への製品普及に関する事業
- (8) その他、センターの目的を達成するために必要な事業

## 第2章 資産及び会計

### (資産の構成)

**第5条** センターの資産は次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

### (資産の種別)

**第6条** センターの資産は基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は基本財産以外の資産とする。

### (基本財産の処分の制限)

**第7条** 基本財産はこれを処分し、又は担保に供することができない。但し、やむを得ない場合は、理事会において理事の総数の4分の3以上の同意を得、かつ、福井県知事（以下「知事」という）の承認を得て、その一部または全部を処分、または担保に供することができる。

### (資産の管理)

**第8条** センターの資産は理事長が管理し、その方法は理事長が理事会の議決を経て定める。

2 基本財産のうち現金は確実な金融機関等に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債・公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(経費の支弁)

**第9条** センターの経費は運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

**第10条** センターの事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

**第11条** センターの事業計画及び収支予算は、事業年度開始前に理事会の議決を経て定める。事業年度の途中において生じた理由により、事業計画又は収支予算を変更する場合も同様とする。

(事業報告及び収支決算)

**第12条** センターの事業報告及び収支決算は、事業報告書・収支計算書・財産目録等として作成し、その年度末の貸借対照表とともに監事の監査を経て、事業年度終了後2箇月以内に理事会の承認を得なければならない。

(剰余金の処分)

**第13条** センターの収支決算に剰余金を生じた場合は、翌年度へ繰り越すものとする。但し、理事会の議決を経て、その一部又は全部を基本財産に繰り入れることができる。

### 第3章 役員・顧問及び職員

(役員の種類別)

**第14条** センターに次の役員を置く。

- |          |            |
|----------|------------|
| (1) 理事長  | 1人         |
| (2) 副理事長 | 3人         |
| (3) 専務理事 | 1人         |
| (4) 理事   | 15人以上20人以内 |

(理事長・副理事長及び専務理事を含む)

(5) 監 事 2人

(役員を選任)

**第15条** 役員は理事会において選任する。

- 2 理事長・副理事長及び専務理事は理事の互選による。
- 3 理事及び監事は相互に兼務することができない。

(役員職務)

**第16条** 理事長はセンターを代表し、センターの業務を統轄する。

- 2 副理事長は理事長を補佐してセンターの業務を掌理し、あらかじめ理事長の定める順序により、理事長に事故ある場合は、その職務を代理し、理事長が欠けた場合はその職務を行う。
- 3 専務理事は理事長及び副理事長を補佐し、常務を処理する。
- 4 理事は理事会を構成し、センターの業務の執行を決定する。
- 5 監事は民法第59条の職務を行う。
- 6 理事長とセンターの利益が相反する事項については、専務理事がセンターを代表する。

(役員任期)

**第17条** 役員任期は2年とする。但し、補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることができる。
- 3 役員は辞任又は任期満了の何れの場合も、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

**第18条** 役員が次の各号の一に該当する場合は、理事会において理事の総数の4分の3以上の同意を得て解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えられないと認められる場合
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められる場合

- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、解任の議決を行う理事会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(顧問)

- 第 19 条** センターに顧問を置くことができる。
- 2 顧問は理事会の議決を経て理事長が委嘱する。
  - 3 顧問はセンターの運営に関して理事長に意見を述べ、又は相談に応ずる。

(事務局)

- 第 20 条** センターの事務を処理するため事務局を置く。
- 2 事務局には事務局長及び必要な職員を置く。
  - 3 事務局長及び職員は理事長が任免する。
  - 4 事務局及び職員に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 第 4 章 理 事 会

(構成)

- 第 21 条** 理事会は理事をもって構成する。

(権能)

- 第 22 条** 理事会はこの寄附行為に特別の定めがあるものの他、センターの運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

- 第 23 条** 理事会は理事長が必要と認めた場合、又は理事の総数の 3 分の 1 以上、もしくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があった場合に開催する。

(招集)

**第 24 条** 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事会を招集する場合は、理事に対し会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって、開催の日の 10 日前までに通知しなければならない。

(議長)

**第 25 条** 理事会の議長は理事長がこれに当たる。

(定足数)

**第 26 条** 理事会は理事の総数の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決)

**第 27 条** 理事会の議事は、この規程に定めるもののほか、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(書面表決等)

**第 28 条** やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は委任状による代理人をもって表決することができる。

この場合において、前 2 条の規程の適用については、会議に出席したものとみなす。

- 2 理事長は緊急かつ必要やむを得ない場合は、書面により各理事の賛否を求めて理事会の議決に代えることができる。

(議事録)

**第 29 条** 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の日時及び場所
- (2) 理事の現在数

(3) 理事会に出席した理事の氏名  
(書面表決者及び表決委任者を含む)

(4) 議決事項

(5) 議事の経過とその概要

(6) 議事録署名者の選任に関する事項

- 2 議事録には議長及び出席理事のうちから、その理事会において選出された議事録署名者2名が署名捺印しなければならない。

(監事及び顧問の出席)

**第30条** 監事及び顧問は理事会に出席して意見を述べるができる。

(評議会)

**第31条** センターに評議会を置く。

- 2 評議会はセンターの基本財産を出損している団体をもって構成する。
- 3 評議会は理事長からセンターの事業の報告を受け、又は理事長に対して意見を述べるができる。
- 4 評議会は理事長が必要に応じて招集するものとする。

## 第6章 運営委員会

(運営委員会)

**第32条** センターの事業の適正かつ円滑な運営をはかるため、センターに運営委員会を置く。

- 2 運営委員会の組織その他必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

## 第7章 寄附行為の変更及び解散等

(寄附行為の変更)

**第33条** この寄附行為は理事会において理事の総数の4分の3以上の同意を得、且つ、知事の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

**第34条** センターは民法第68条第1項第2号から第4号までの規程によるほか、理事の総数の4分の3以上の同意を得、かつ、知事の許可を得て解散することができる。

(残余財産の処分)

**第35条** センターが解散した場合の残余財産は、理事会の議決を経、知事の承認を得て、センターと類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

## 第8章 雑 則

(委任)

**第36条** この寄附行為の施行に関して必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

## 附 則

1. センターの設立当初の役員は、第15条第1項及び第2項の規程にかかわらず、別紙役員名簿の通りとし、その任期は、第17条第1項の規程にかかわらず、昭和61年3月31日までとする。
2. センターの設立初年度及び次年度の事業計画並びに収支予算は、第11条の規程にかかわらず、設立者の定めるところによる。

3. センター設立当初の事業年度は、第10条の規程にかかわらず、  
設立許可のあった日から昭和60年3月31日までとする。
4. この規程は平成15年6月18日より施行する。

これは原本と相違ないことを証する。

平成 17 年 12 月 26 日

(財) 奥越地域地場産業振興センター

理事長 山 岸 正 裕